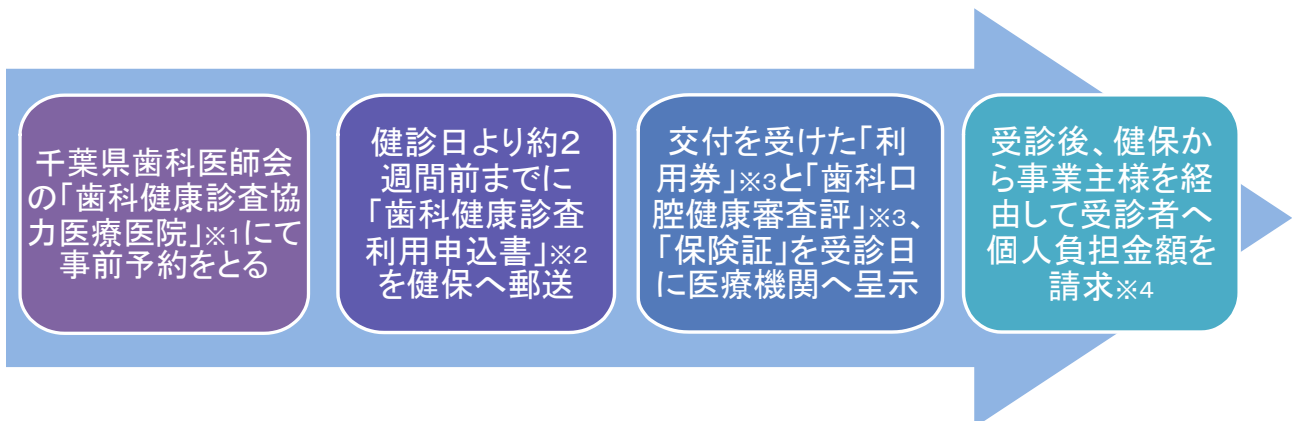


【事前申請】

- 対象 千葉県歯科医師会の歯科健康診査協力歯科医院で歯科健康診査を受ける方
- 手順



※1 「事業所歯科健康診査事業協力歯科医院一覧」掲載医療機関

※2 必ず受診日前（約2週間）にご郵送ください。

※3 申込書受付後、交付致します。

※4 歯科健康診査の個人負担金は後日健保から請求させていただくため、受診日当日の窓口精算はありません。（治療行為にかかる個人負担は除く。）

【事後申請】

- 対象 事前申請を行うことが出来ない状況で「歯科医師会が定める歯科口腔健康診査」を受けた方 ※項目が不足していると補助対象外となります。



- 手順

※5 歯科健康診査事後申請書の裏面②に掲載